【ポスター発表】

介護福祉士養成教育におけるユマニチュード

－臨床技術としてのユマニチュードの検討－

○　国際医療福祉大学　　中西　正人（　8479　）

渡辺修宏（国際医療福祉大学・6034）

キーワード：ユマニチュード，介護福祉士養成，行動分析学

１．研 究 目 的

フランスの Gineste, Yves と Marescotti, Rosette が開発した Humanitude（以下，ユマニチュード）は，「見る」，「話す」，「触れる」，「立つ」といった動作（ケアの 4 つの柱）を基本とする援助方略である。「人間らしくある」，「人間であることを尊重する」といったことを意味し，高齢者福祉領域における認知症ケアなどを中心に，近年，その活用が期待されている。

ユマニチュードは，単なるコミュニケーションやケアの技術にとどまらず，「人間らしさ」を実現する哲学でもあるとされる。それがゆえに，対人援助臨床において対応が苦慮される場面，すなわち，患者や利用者の意向や人間性を尊重することがままならない際の対応方法として，フランスのみならず，ベルギー，ポルトガル，ドイツ，カナダ，スイス，そして我が国においても急速に導入が進み，注目されてきている。また，近年，このユマニチュードが効果をもたらすメカニズムについての研究も進んでいる。例えば，日本科学技術振興機構の戦略的創造研究推進事業等での研究では，ユマニチュードの実践過程の分析によって定量化がなされて，人工知能によるケア技術評価などがすすんでいる。

このようにユマニチュードがもたらす援助効果についての科学的根拠の積み上げが後押しとなって，我が国の医療機関等におけるユマニチュードの研修実施は，徐々に拡大している。なぜならば，そもそもユマニチュードを体現する者，すなわち，ユマニチュードを実践する援助者が，主に医療・保健・福祉領域の専門職だからである。しかしその一方，その医療・保健・福祉領域の専門職養成課程においては，未だ，ユマニチュードについての教育のあり方が十分に吟味されているとは言い難い。

先に述べた通り，ユマニチュードの実践が期待される最もたる領域は高齢者福祉，すなわち認知症ケアであるといえる。したがって，ユマニチュードを実践する援助者の中で最も重要なマンパワーになるのは介護福祉士である。特別養護老人ホームや介護老人保健施設，あるいは認知症対応型共同生活介護事業所などにおいて，認知症を患う高齢者と主にかかわるのが介護福祉職であり，そのための専門職資格が介護福祉士であるからである。その意味で，介護福祉士養成課程におけるユマニチュード教育の現状を把握した上で，その教育の中身については検討することは極めて重要であるといえよう。そこで本研究は，介護福祉士養成課程におけるユマニチュードの現状と課題，そして今後の教育展開につい

て検討する。

２．研究の視点および方法

本研究は，介護福祉士養成課程においてユマニチュードがどのように教育されているかについて，すなわち，当該機関において用いられる指定教科書の内容を調査し，そこでの現状と課題を整理する。さらに，その結果を踏まえた上で，介護福祉士が学び，実践するための臨床技術としてのユマニチュードの教育展開について検討する。

３．倫理的配慮

本研究は，日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守して行われた。

４．研 究 結 果

全国の介護福祉士養成機関で用いられる教科書を発行している5社の発行物を調べた結果，A社発行の教科書1冊とB社発行の教科書1冊，合計2冊において，ユマニチュードについての記述がみられた。その内容は，認知症者に対するコミュニケーション技法であるという概要の説明，ユマニチュードの4つの柱についての解説，ユマニチュードにおける手順（5つのステップ）の解説，そして，およそ400をこえるユマニチュードの技法を学べる研修や書籍の紹介であった。なお，2冊に渡るユマニチュードの記述・掲載総頁数は11頁であった。以上の結果を踏まえると，介護福祉士養成課程でユマニチュードを取り上げること自体はまだまだ乏しく，仮に取り上げたとしてもその内容は概論程度にとどまっていることが明らかとなった。したがって，このような教育内容に基づいて養成される介護福祉士，あるいは養成された介護福祉士は，ユマニチュードを「聞いたことはある」，あるいは「大まかな内容はわかる」といった程度の知識量にとどまることが予想されよう。

５．考 察

哲学や思想，あるいは理念という側面もあるものの，ユマニチュードは，その援助対象者と関わる際に用いる極めて具体的な援助技術である。すなわち，援助者がその援助対象者に接近し，目を合わせ（「見る」），声をかけ（「話す」），その対象者に触れ（「触れる」），なんらかの物理的な身体移動（「立つ」），あるいは生理反応を伴わせる一連の介護技法といえよう。その意味で，しかるべき対象者を想定し，しかるべき場面におけるしかるべき所作やその手続を規定した演習や実技が可能となる教育が今後求められるといえる。また，そのためには，①しかるべき場面，援助（介護）の生起条件，援助対象者を取り巻く環境の設定/調整や，②援助対象者のより望ましい行動を促す（誘発），あるいは，援助対象者の望ましくない行動の低減ないし消失を企図する対応を明示し，かつ，その効果を具体的に測定可能とする「理論と技法の一元化」が重要となると考える。ではそのような，理論と技法の一元化に基づくユマニチュードの教育は可能なのであろうか。おそらくそれは，①の条件のもとに②を展開し，そして企図した効果③が実証されるのであれば十分実現可能であろう。すなわち，いわゆるEvidence based practiceとなるような，①と②と③が連結するダイアグラムを支持する理論に基づく教育となると考えられる。